

平成27年6月定例会 県土整備委員会（付託）

平成27年6月25日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

井川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時30分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

小林県土整備部長

理事者におきまして、説明または報告すべき事項はございません。

よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

杉本委員

まず、一番にさせていただきたいのは、国道の195号ですが、国道の上に木の枝がたくさん出てきて、大変通りにくくなっています。特に大型のバスやトラックが来ますと、トラックの運転手は自分の顔を木の枝でたたかれる感じで思わず右へハンドルを切ります。御承知のとおり車線が狭いものですから、トラックはセンターラインを越してきますと、私のような小さな車や軽トラは、潰されてしまうんじゃないかという不安がございます。何とかしてほしいということなんですが、これも木の枝をとるのをやめてから20年近いんじゃないかと思ったりします。最近では緑のトンネルと言っていて観光バスが来る。それぐらい有名になっておりますが、何とかしていただけないでしょうか。お答えいただきたいです。

久保道路整備課長

ただいま道路の上に垂れ下がっている木の枝の対策についての御質問でございます。

道路に垂れ下がっておる枝につきまして、委員御指摘のように、車両通行の支障になるだけでなく、見通しの悪さによりまして衝突事故を起こしたり、更に電線類の断線によりまして日常生活に支障を及ぼすことも懸念されるところでございます。道路管理者といたしまして、このような通行に支障となる木につきましては、所有者の了解を得た上で道

路直営作業班による作業とか、業者への委託により除去しているところでございます。また、台風による豪雨などの際には、垂れ下がったことによります通行の阻害であるとか、事故ということで、事前の枝打ちとか、事後の除去作業に努めているところでございます。

しかしながら、委員がお話しのように、山間部の道路におきましては依然として覆いかぶさっている枝等、たくさん残っているような状況でございます。その道路に覆いかぶさっている木の枝の除去につきましては、交通安全、更に防災の観点から対策が必要であると認識しておりますので、日常の現場パトロールに努めるとともに、市町村や地域の皆様からの御要望もしっかりお聞きいたしまして、所有者の御理解を頂きながら、地域と連携いたしまして計画的な除去に取り組んでまいりたいと考えてございます。

杉本委員

切っていただけるというお答えですから一安心なんですが、いつからかかってくれるのでしょうか。何月何日ぐらいか、言ってもらえないのでしょうか。

久保道路整備課長

時期について、業者でする、または直営班でするということもございますけど、今考えておりますのは、業者さんのほうとか、例えば森林組合さんのほうにお願いするとか、そういうことも検討しておりますので、できるだけ早い時期、特に台風等が来る前には着手したいと考えてございます。

杉本委員

今年、台風が来なかったらどうなるのでしょうか。

二つ理由がある。木の枝は今が一番重い。わかりますか。木の葉が一番ついた時期、しかも、梅雨に入るでしょう。梅雨に入ったら、これから梅雨も終わりに近づいたら雨が大きくなる。一番垂れてくる。

もう一つの理由は、いつも今の時期に交通安全協会の総会を那賀警察署でします。私も行きまして、もう20年余り行ってます。那賀警察署の署長さんの御挨拶は、我々は法の番人である。適切な処理をしますよという趣旨の御挨拶。私はこんなことを言いました。あの木が垂れ下がっておるのは土木の怠慢ですわと。金がなくてできないと言うんですわと。私に責任はありませんという挨拶をする。それでずっとやってきた。この間、総会の後で話が出たのは、どうにかしてもらわないとたまらんわと。誰かが潰れるわと。トラックに潰されるわと。署長さんに言って、道路管理が悪いのでないか。木の上から危険なものがぶら下げてある。あれをなかなか取れないようではどうにもなりません。あれだけ挨拶するのなら警察に取ってもらいませんか。これ、ちょっと待ってくれと。わしがもう一遍言うてみるわと。

二つの理由がある。台風と言っていいかげんな話をするなら日にちだけ、月だけ、教えてもらえませんか。

久保道路整備課長

着手月でございますけど、できるだけ早期に準備いたしまして、至急やりたいと考えております。よろしくお願いします。

杉本委員

梅雨が明けるまでをお願いします。

久保道路整備課長

頑張ってやりたいと思います。

杉本委員

次に、那賀川の、特に和食の土佐地区の浸水・防水対策について、質問いたしたいと思いますが、昨年の8月の11号台風、大変な被害が出ました。和食地区に対しまして、今年から事業費65億円、堤防整備をしていただけると。このことは、65億円という予算の大きさもさることながら、早さということでは、他県の例を見ましても断トツに早い手当てでないかと私はお礼を申し上げたい。地域を代表してとは言いませんが、大変ありがたいことだと思っております。

ただ、この事業が5年間という短期間で完了するということでございます、その点で不安なものも持っておることも事実でございます。5月の末だったですか、地元説明会をしていただいた。既にそのときも地元からは不満の声が出ているようでございます。計画どおりうまくいくんだろうかというのが全体、皆さんもそんな思いが、一緒だろうと思います。そこでお伺いしますが、今後どんな事業展開をしていくか、スケジュールについてをお示し願えればありがたい。お願いいたします。

北川河川整備課長

ただいま委員より和食・土佐地区の事業につきましてどのように事業展開及びスケジュールを図っていくのかという御質問を頂きました。

去る5月22日に、昨年の8月の台風11号により甚大な浸水被害を受けた那賀町の和食地区、土佐地区におきまして、今年度、新規事業採択となりました床上浸水対策特別緊急事業の事業着手に向けた地元説明会を開催したところでございます。

説明会では、計画の水位、内水被害に対する御不安の意見も頂きましたが、新しい計画と測量に対する地域全体の御同意をいただいたというふうに考えているところでございます。早急に現地測量を実施するため、これまでに測量委託業務を発注し、6月22日に既に落札業者と契約を行ったところでございます。翌23日、一昨日でございますが、23日から地元、那賀町の御協力も得て、土地所有者の方々に対し、個別訪問を今現在行っておりまして、測量立入りの御了解を得る作業を行っているところでございまして、24日の正午現在、約1日半でございますが、270名の方、560分の270名の方の御同意をいただいたというような状態でございます。

当面のスケジュールといたしまして、立入りの了解が得られたところから、今後順次測量を行うこととしておりまして、期間につきましては7月上旬から8月上旬、精一杯前倒しをしたいと考えております。

また、現地測量が完了した箇所から、引き続きまして詳細の設計を行いまして、これも既に発注しておりますが、まずは地域の皆様への詳細な事業計画の説明に、次の段階に向けた準備を進めているところでございます。

杉本委員

着々と進んでいるというような感じは御答弁の中から感じれるわけですが、地元の理解と協力がなければ、わかりきった話ですが、那賀町の協力体制といいますか、連携をどのようにしていくのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

北川河川整備課長

那賀町の協力体制でございます。

先ほど御答弁させていただきました測量の立入り了承作業につきましては、地元那賀町の方々も御同行、御案内など、御協力を頂いているところでございます。先ほどありました270名の方を1日半で御同意いただいたというのは、町の御協力があることだと本当に感謝しているところでございます。

更に那賀町におきましては、支援体制の強化といたしまして、来週でございますが、7月1日の人事異動におきまして、和食・土佐地区の県事業の専従担当部署といたしまして、町地域防災課内に浸水対策室を新設するというふうに伺っているところでございます。このセンター組織、浸水対策室の新設は、事業を円滑に進めていくに当たり、非常に心強く思っているところでございます。今後とも地元那賀町の御協力を得て、地域の皆様への詳細な事業計画の説明に向けた準備を進めさせていただきまして、早期に合意形成が図られるよう、スピード感を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

杉本委員

先般の那賀町議会での町長の答弁がケーブルテレビに出ておりましたが、ちょっと宣しでないような感じがしたと思うんですね。住民の意見を伝えるという趣旨だったと思います。私の想像ではまだ測量も済んでませんし、設計図もできていないのに、そもそも先に進んではいけないというところがあって、それが出てきて、形がはっきり見え出したときに、誰と誰を対象にしてどういう話をしていくかというところへ行くというものがあるのでないかと思ったりもします。しかし、ある言葉に対してだけだったら、要望を持っていくよ、皆さんの意見を持っていくよというような形でなかったでしょうか。ただ、住民の要望を県に伝えますだけでは、これはとてもでないけれども前へ向いていけるような状態でないんじゃないかという不安を持ったのもたくさんあるんじゃないかと思っています。

いずれにしても5年後というのがきちんとあるわけですから、もう既に秒読みに入ったわけですから、スケジュールをもっと明確にして、シナリオを作って、こうした場合のこ

の段階では町はここまで一緒に話をしてくださいよとか、ここをこう説明してくださいよとかいうようなことを、もう既に緻密に打ち合わせに入っても悪くはないんじゃないかと思います。5年という時間は短いですよ、そう言いますけど。実際の話、今のままの出てきておる言葉等々だけであれば、まだ入り口論ですよ。入り口論でもたつて、30年やってなくなった話があるんですから、入り口論だけで済んでしまう。そうした結果は被災者に一番つらい思いが、依然として残るということになるんですから、もうちょっと町とのつながりというものを強くしたほうでいいんじゃないかという思いがしますが、それに対しての御感想がありますでしょうか。

北川河川整備課長

町とのつながりをもっと強くというところを御答弁させていただきます。

先ほどの室という話、町がセンター組織を作っていたいただいたというところですよ。7月ではございますが、それに先駆けて、今、町の方も一緒になって動いていただいています。その姿勢は本当に感じているところでございます。町みずからも私どもの町を守っていくんだという姿勢が感じられるところでございます。こういった前向きな考え方といいますか、こういった協力体制を更に強めていきたい。そして、この事業、5年間という短い期間ではございますが、これをしっかりとやる、完成させていく、そういう決意を持っていきたいと考えておりますので、どうか御理解をよろしくお願いします。

杉本委員

よろしく願いいたします。

次にお尋ねしたいのは、先般、出された事前防災行動計画タイムラインについてお尋ねしたいと思います。

昨年の8月の台風11号が戦後最大の洪水になっていますが、大規模水害による被害を最小化する目的で、那賀川事前防災行動計画タイムラインが発表されたのが4月の下旬だったのですかね。私も資料を見させていただきましたが、時系列に整理した表になっていました。こういう表を一般の人が頭に入れておくのは大変至難の業だと思います。私もよくわからないまましゃべっておるんですが、これでお尋ねしますが、タイムラインはどのようなものか、どういう役割をするものかということと、地元の人たちが理解できるように噛み砕いて説明をしていただきたい。この2点について、まずお尋ねしたいと思います。

北川河川整備課長

ただいま委員よりタイムラインの役割、そして噛み砕いて分かりやすくというお話、説明をというお話だったと思います。

那賀川タイムラインとは、去る5月臨時会におきまして当委員会にも御報告させていただいているところでございますが、これは平成26年、台風11号による甚大な浸水被害が那賀川流域で発生したことを受け、国と県、そして町、それから四国電力も一部入っておりますが、長安口ダム改造や河川整備といったハード整備の途中段階における対応として、

水害が想定される数日前からの、それから発生までの期間におきまして、各機関が災害時に何をするかを時間を追って整理した事前防災行動計画でございます。

県管理は4区間のうち、上流側2区間が県管理でございまして、那賀町の区間で御説明させていただきますと、川口ダムを境といたしまして、下流部は和食地区周辺、そして、ダムの上流部として木頭出原地区、助地区を対象といたしているところでございます。

ダム下流部につきましては、和食水位観測所の水位や長安口ダムの放流量、そして、ダム上流部の木頭出原地区においては、出原橋の桁下高を避難勧告や避難指示を那賀町が発令する際の目安というものを時系列で明示しているところでございます。

タイムラインで整理される項目は、従来別々の組織の行動であったものを1枚の紙に関連づけることで、今、何をしているのか、それから、これから何をするのかといったことが見える化をして共有化をすることによりまして、住民の方々の迅速かつ的確な避難行動につながるものというふうに考えているところでございます。

杉本委員

あらかじめ関係住民を避難させておくということは、よく理解できておるんですが、ただ、住民等が避難行動を開始するためには、避難が必要という認識、共通認識がまずなかったらいかんだろうと思うんです。ということは、行政側が発する情報がリアルタイムで住民等に伝わるということ、この2点が大きなポイントになるのではないかというように思います。

私は自慢でないですけど、災害救助法を今まで二度、それこそリアルタイムで現実に経験しました。台風16号のときには、私は消防団の一人で、手伝いに行きました。この間のは、水の花荘で正にそうだった。水の花荘で25回避難してきて、一番つらいのが、避難しても避難場所が特別養護老人施設なんですね。ですから、最低27名の職員がいるんです。流動食から普通食までというように、寮母さんから炊事まで、全部集まってこられるわけです。その人たちが出てくるのに何時ごろが一番適切な時間か、安全な時間だろうかというのを探るのがまずなので、全員そろいましたと、下から私の部屋へ電話がかかってきたときが一番ほっとする。事故なく、怪我なく、皆出てきたわと。それから、では何時に移動しようかということを決める。その中でこの間の水害のときに私が、今でもぞっとしておりますのは、思い出しておりますのは、水のピークの速さが水量によって変わるんですね。今までは大体、川口ダムからうちの前を通っていく水が、大体40分前後で通っていったのが、うちの前から驚敷の町へ入っていくのは大体20分です。床桜部長から電話をくれたのが、いや、私がしました。水が入りました、これが最高だろうと思いますと。そして、驚敷の役場から小学校へ住宅地図に線を引いてみてください。300軒か400軒ぐらい入るだろう、と言っているうちに入ってきたというのが20分。ですから、川口ダムから40分、うちの前から驚敷の町が40分という時間差があったのが半分で行ってしまった。私の判断が間違えて、長安のダムの放流量から合わせて、天気予報を合わせて計算して、このぐらいでいくかと簡単に言っていたら、ひょっとしたら浮いてた。

そんなことですから、とにかく逃げるといことと、それから、情報が的確に行くとい

うこと。平成16年のときには役場の町長が対策本部長になってやっておりましたですけど、交通が遮断されるものですし、それから、電話線が切れてしまうものですから、役場へ入っていく情報が全然ないんですね。そうすると、NHKのラジオ放送だけ聞いて、天気予報だけでやる。大雨注意報とか警報が出ておる。それだけしか出てこんのですね。だから、防災無線が朝から晩までそればかり言われますと、もううるさいから切っとけということになって誰も聞こうとしません。ほとんどが切ってましたわ。朝から晩まで3日も流れたら、うるさいから切っとけということになります。

こんながありますから、ちょっと違った考え方やもっと緻密な考え方を持たないと難しいんじゃないかと思います。災害というのは一回一回新しいもので、同じものは来ません。雨でも一回一回、新しいもので降り方が違う、出方が違う。ですから、もっと考えて、地域住民が逃げるということをもっと認識させるようにしなかったら難しいんじゃないかと思います。というのは、台風16号のときに大体川の近くに住んでおる人が、山際に住んでおる人が100人ぐらいでした。これを消防で集めるというんですけど、わしはもう大層なんで置いて行ってくれ。死んでも構わんわと言い出す者がいました。それでも、我々は連れて行かないといけません。連れていく方も、来た道が、いつあの橋が流れるか、これは上から崩れてくるかもしれんと心配で、そんな面倒くさいことを言わず、一緒に行ってくれ、という話になってくる。中にはネコがかわいそうとか、犬を連れていかないといけんとか、最後に来たら、あいつらと一緒におりたくないんでほっといてくれと言う者もいる。しかし、迎えに行っている消防の我々にしても、早く逃げたい、自分たちは安全なところへ行きたいという気持ちがありますから、その辺の難しいところもあるということも経験者からしますと申し上げておきたいと思います。津波と違いまして、時間がずっとずるずるといきますものですから、向こうも理屈を言うというのがあって。2割ぐらいには手こずりました。苦労しました。

そんなことがありますから、住民の人とにかくに危険かというようなことを、そして、自分たちが避難するのに協力をしていかないといけないというようなことも含めて、もっと指導できるようにしていただければ、このタイムラインも実際のところ生きてくるのではないかと、そんな思いがします。これをもう少し住民の人に、大変よい計画であるし、適切なものだと思いますが、よくわかりやすくして、また、みんなが協力し合って、自分たち、迷惑をかけないようにするというような方法も教えていく必要があるんじゃないかと思いますので、御感想がありましたら、よろしくお願いします。

北川河川整備課長

那賀川タイムラインを、どのように周知をしていくのかといったお話だろうと感じております。

住民の方々へのタイムラインの周知は、地元、那賀町において今現在行っているところでございます。今回、浸水被害が大きかった和食地区におきましては、タイムラインの内容を盛り込んだハザードマップを作成し、既に各戸に配付したところと聞いております。また、同じく被害が大きかった木頭出原地区、助地区におきましても、今後、

同様の方法で周知をするというふうな形でいただいています。

私どもも、そういった中で河川管理者が前に出るべきでないか、そういったこと、いいことはどんどん説明すべきでないかというふうなお話かと考えておりますが、説明会を開催するといえますか、タイムラインを説明し、住民みずからが水害に備えていただく自助を意識していただくということは非常に有効であるというふうに、現在、お話をお伺いして感じるところでございます。

先週、この21日、日曜日でございますが、木頭助地区に実はもう自主防災組織の方から依頼がございまして、県において徳島ゼロ作戦防災出前講座ということで、水害への備えと、那賀川タイムラインについて県の職員が出向いて御説明をしたところでございます。町民の生命・身体の保護というのは、一義的には町の責務であります。この出前講座を積極的に活用していただくということで地元那賀町とも連携し、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。今後ともハード・ソフト一体となり、ハードの治水と、委員から今おっしゃっていただきました消防団、水防団の方の御協力を頂きながら、水防も車の両輪としてしっかりと進めて、住民の方々に安全・安心を実感していただけるようしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

杉本委員

説明会をしていただけるということですけど、ただ説明するというんじゃなくして、先ほど申しましたように地域の方が安全のためには協力しなければいけないんだという認識も十分教えていただきたい。そしてまた、計画を策定したらこれで終わりというような、これで済んだというのではなく、やっぱり継続していつまでもやっていくようにしていけるようにしていただいて、いつ、どんな災害が来ても、まずは逃げよということを取りあえず十分に教えていただければありがたいんじゃないかというように思います。部長さん、決意のほどをお願いします。

小林県土整備部長

今、杉本委員の方からいろんなことをお聞きをしたわけですが、そのとおりだというふうに思っております。タイムラインは作りましたが、非常に細かいところもありまして、行政組織間とすれば、しっかりお互いの認識共有というために少し細かいところまですり合わせをして書いたところがございます。住民の方、すべからず全部それを、そっくりそのまま覚えていただく必要はないと思いますけれども、どういうタイミングで逃げるのがいいのかというようなところにつきましては、しっかり住民の方たちにも認識をしていただいて、そこをうまく我々、行政ないし水防関係者の方が情報提供して、事前に避難をしていただくのがというようなところにつきましては、地域全体として情報共有ができるように、行政組織だけじゃなくて自分のところも一緒に情報共有ができるようにしていきたいなというふうに思っておりますので、そこはまた国、町、地元の方と一緒にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

喜多委員

阿波おどり空港、徳島空港について、お尋ねをいたします。

ちょっと遡ってみますと、徳島空港の滑走路が2,000メートルになってから30年近くなります。そして、2,500メートルになってからは5年です。会派の代表質問で、北島議員が、四国のほかの空港より国際対応力で非常に劣っておるという指摘があって、知事の答弁の中で、読ませていただきますと、徳島空港は大規模災害時、広域応援部隊の航空機による救助活動や医療搬送の拠点となると指摘して、防災機能をあわせ持つ施設として検討していくという答弁がありました。そのような中で徳島空港、いわゆる現在の阿波おどり空港の利用状況とか、四国の他の3空港の比較がわかったらお尋ねをいたします。

岡本交通戦略課長

徳島阿波おどり空港の利用実績について御質問いただきました。徳島阿波おどり空港におきましては、東京線、福岡線、また夏季限定でございますけど、札幌線の季節運行ということで定期便が就航しておるところでございます。昨年度の利用実績でございますけれども、国内定期路線の、実際お金を払ってチケットを買われたお客さんの数ということになりますけれども、主要路線の東京線で初めて90万人を超えたというところがございます。福岡線、また再開しました札幌線を合わせまして有償のお客さんですと94万人というところになったところがございます。また、これ以外にもマイレージサービスをご利用になった方、また、小さなお子様、ほかにも国内のチャーター便ということでも実績がございましたので、これら全てを合わせた数字で申し上げますと、昨年度が101万3,700人ほどということがございます。こちらの数字でございますけれども、15年ぶりに100万人を超えたという状況でございます。

他空港との比較というところがございます。それぞれ4空港ございますけれども、地理的な状況というところも違いますので、それぞれ飛んでおる就航路線が違うという状況ではございますが、高松空港におきまして、先ほど徳島空港で100万人を超えた数字というところでの同じベースでの比較でございますけれども、高松空港のほうが163万人、また、松山空港でございますけれども、こちらが280万人ほどというところがございます。高知空港でございますが、こちらが133万人というところがございます。

松山、高知などにつきましては、大阪、また名古屋方面についても航空機での移動が非常に多いというふうに承知をしております。そこら辺の状況もいろいろ違いますので単純に比較はできないというところもあろうかと思っておりますけれども、徳島阿波おどり空港の利用状況につきましては、昨年度、15年ぶりに100万人を超えるなど、非常に好調であるというところがございます。

喜多委員

この101万人というか、高松で163万人、高知で133万人、それと松山で、今、報告がありましたけれども、そのうちで国内線とか国際線の数値はわかりますでしょうか。

井川委員長

小休します。（11時07分）

井川委員長

再開します。（11時08分）

岡本交通戦略課長

国際線の状況というところでございます。

高松空港につきましては、ソウル、上海、台北との間に定期便が飛んでおるというところでございます。これらの利用者を合わせまして、平成26年でございますと12万人ほどという状況でございます。松山空港におきましては、ソウル、上海との間に定期便が飛んでございまして、平成26年の状況といたしましては、合わせて3万5,000人ほどという状況でございます。

喜多委員

案外と多いという感じがいたしますけれども、そういう意味もあって、徳島空港が国際便の施設を新たに今回、調査から、設計から、そして供用できるまでということだろうと思います。

そのような中で、まだこれは素案ですけれども、徳島行動計画、新未来「創造」とくしま行動計画の中で、目指すべき10年程度先のということで、2025年の姿ということで、交流広がる快適交通ネットワーク、東京、福岡便、札幌便に次ぐ国内主要都市へ航空路線が開設されるとともに、これは今までどおりと思うんですけども、国外との定期航空路線の開設やチャーター便の充実がなされており、LCC格安航空会社も就航するなど、県民の利便性が向上し、国内外から多くの観光客が徳島を訪れていますということで、実現のための主な施設の施策の方向性ということで、国内外の新規路線開設に向け、空港機能の強化を図るとともに、チャーター便の実績を重ね、LCC航空を視野に入れながら効果的なエアポートセールスを推進しますと書いてあります。

そして、私の一般質問でも、300万人の観光客を目指すということを、知事から答弁がありまして、宿泊者数も全国ワースト1位を脱出したという答弁もありました。そのような中で、せっかく第3番目の施設を造って、ブリッジを造って、これから国内はもちろんのこと、外国からも是非とも多くの方々を呼び寄せるためにも、そして、防災の面からも拠点として、是非とも早めの充実をしてほしいということを要望しておきたいと思います。この10年先、課長さんはいないかわかりませんが、是非ともそれに向かったの決意というか、取組をお尋ねをしたいと思います。

岡本交通戦略課長

徳島阿波おどり空港の機能強化を受けてのこれからの取組についての決意ということで御質問をいただいたところでございます。

委員のほうからは、中長期的なあるべき姿ということでお話をいただいたところでございますけれども、同じ行動計画におきましては、平成30年度までに国際チャーター便の就航都市数、2都市にいたしますとか、県内の外国人延べ宿泊者数を平成30年までに8万人という、そういった目標も掲げさせていただいております。このような目標を達成できるようにというところもございます。機能強化を受けて空港の施設の能力が高まるということもございますので、この機能の向上というものを十分に生かしていけるように、関係部局ともしっかりと連携をしながら、航空会社、また旅行会社に対するセールス活動の方を積極的に展開をしてまいりたいと考えてございます。

喜多委員

今、主に東南アジアから観光客が来たら、それなりの電化製品を、家電製品を爆買いして帰るという話もあります。いつまで続くか、わからないのですけれども、是非ともそんな国もあって、国外から多くの観光客が来れるようにこれからの整備をできるだけ早めにやっていただきたいなと要望しておきたいと思います。

もう一つ、今、杉本委員さんからも話がありました。先般、去年の三好市の方の豪雪被害が出まして、県道の隣接の、四国電力の電柱、電線が切れてしまって2週間、3週間、停電の状態になったということで、その被害がすごいものでありました。今まで雪害による被害というのがこれだけ出たことはなかったと思うんです。そしてその後、県道沿いが一部倒木とかの除去、それと、伐採がされて、電線も復旧しましたけれども、全県下にわたって、雪害だけでなく、今、杉本委員さんのお話がありましたように、すごい木が茂って、県道だけでないと思うんですけれども、道路に茂って、交通事故の原因になっています。そして、交通の支障が出ているということは、山国の徳島にとっては当然のことではないかなと思います。それを当然とせず、倒木による被害、そして、たくさん木が茂ってきて、交通安全の支障が大分出ていると思います。いろいろ対策についてお尋ねをします。

久保道路整備課長

倒木対策についての御質問でございます。

委員お話しのように、昨年12月の県西部の記録的な大雪によりまして、台風の倒木は電線を切断しまして、道路上に散乱いたしました。ということで、道路の啓開作業に日時を要しまして、多くの集落は長期間にわたって孤立したところでございます。

このことから、まず、県西部におきまして被害を受けた箇所を中心として県土整備部と農林水産部が合同で緊急点検を実施いたしまして、倒木の危険度が高い樹木の除去を行ったところでございます。

また、更にこの教訓を受けまして、県西部のみならず、県下全域におきまして緊急輸送道路であるとか、迂回路のない、孤立化を招くおそれのある、いわゆる生命線道路などの重点路線におきまして事前の倒木対策に取り組むことといたしまして、道路管理者、更に林業関係者、ライフライン関係者などで構成いたします協議会を南部、または東部、西部もそうなんですけど、圏域ごとに設置いたしまして、合同点検を実施しております。

この点検により特定されました倒木のおそれのある樹木につきましては、平成26年度の2月補正予算を活用いたしまして、所有者の同意を得た上で除去作業を進めております。これまでに1,800トン余りの伐採が完了したところでございます。引き続き、三好市池田町の大利辻線の方で伐採作業を進めております。この取組につきまして、今後の予定なんですけど、単年度で終わらせることなく、定期的に合同点検を行って、倒木のおそれのある樹木の除去を行うことと考えております。

また、更に、先ほど杉本委員からお話がありました、木を切るか、枝打ちするとか、そういうふうなことで、それも、いわゆる倒木対策の一環として今後計画的に除去に取り組んでまいりたいと考えてございます。

喜多委員

路線延長もすごい長いし、被害の程度だってそれぞれ大小ありますけれども、安全第一で、そして、ライフラインの支障にならないような箇所を特に優先して、これから、今、話がありましたように、農林と所有者等々で相談も大変だろうと思います。そして、思わぬ経費が想像以上にかかり、道路を造っていったら目に見えて良くなったなとわかるんですけれども、倒木伐採みたいな場合は、良くなったなという程度で、大変だろうと思いますけれども、予算を取っていただいて、これからは、これでもう終わりではなく、定期的にずっとやっていただくことを要望しておきたいと思います。

そしてもう一つは、同じく安全管理ということで、去年の夏、8月に広島市で、市内とはいえ山の方ですけれども、土砂災害、土石災害があって、テレビを見てたらすごく恐ろしいなとか、すごい被害が出たなと思います。人工的なものがあると思いますけれども、74人の死者を出すというような事故になりました。その事故を受けて一つだけ質問したいと思います。

あのときに広島の友達がいるんで電話したら、うちは大丈夫ということでありましたけれども、やっぱり想像以上にすごいとか、家をなぎ倒して土砂が進んでいくという勢いは、本当に大変なものであっただろうと思います。そして、これは自然の山が崩壊する場合もあるし、人工的に触らなかつたら崩壊してないという山もあるだろうと思いますけれども、徳島県においても中山間地域が非常に多い中で、あんな危険性はやっぱり大分あるのではなかろうかと思っております。その対策について、どのように取り組んでおるのか、そして、今後、どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

大和砂防防災課長

土砂災害対策についての御質問を頂いております。

昨年広島で土砂災害があり、多くの人命が失われたところでございます。徳島県におきましても土砂災害の危険箇所は1万3,001か所ございます。その中でソフト対策といたしまして、土砂災害防止法によります土砂災害警戒区域等の指定ということで基礎調査を実施し、住民の皆様に危険な箇所を認識していただいて、早目の避難行動を取っていただくというソフト対策、あと、従来から実施しております砂防堰堤とか、崖の裏の擁壁のり面

工、あと、地すべり対策というようなハード対策、それを組み合わせながら事前防災・減災によりまして土砂災害対策から県民の生命・財産を守るという事業を実施しているところでございます。

喜多委員

1万3,001か所あるということで、そのうちの調査ですけれども、今どのぐらい進んでいて、最終的にはどのぐらいで完了の予定か、お尋ねをいたします。

大和砂防防災課長

土砂災害危険箇所1万3,001か所ございまして、その中でどれぐらいの調査が進んでいるかという御質問でございます。今年、3月31日現在で基礎調査が調査済みの箇所が5,361か所ございます。今後の予定でございますが、昨年の広島の土砂災害によりまして、この土砂災害防止法が改正され、基礎調査の結果の公表義務化というのが規定されてございます。このことから早目の調査をして危険な箇所を住民の皆様にお知らせするという観点から、国は今年から概ね5年間で調査を完了するという目標を立てておりますが、本県はそれを3年前倒しいたしまして、今年、来年の2年間で調査率100%の達成を目指して基礎調査を一気に加速していくこととしております。

喜多委員

今年、来年で全部、1万3,001か所やってしまうと。現在は5,361か所ということで、調査したら、それをどのように公表して、周知するようになるんですか。

大和砂防防災課長

基礎調査の公表についての御質問でございます。

現在は、基礎調査を完了いたしますと、徳島県総合地図提供システムの中で、従来から土砂災害特別警戒区域の指定箇所をお知らせしているところがあるんですけども、それに追加して基礎調査の調査済み箇所ということで公表させていただいております。また、ホームページ等を御覧になれない方もいらっしゃるかと思いますので、その方々につきましては、市町村の役場とか、東部、南部、西部の庁舎にいらしゃっていただければ閲覧できるような体制を取ってございます。

喜多委員

1万3,001か所の公表といたら大変だろうと思うんですけども、地区分けに見えるようにするとか、1冊のものとか、それぞれの出先機関に行ったら誰でもが見えるようなものですかね。

大和砂防防災課長

紙ベースでは膨大な量になりますので、各市町村役場とか庁舎、当課、砂防防災課に来

ていただいても確認できるんですけども、確認方法といたしましてはホームページの画面で確認していただくというような対応を取ってございます。

喜多委員

せっかく高い予算をとって調査をするんですから、やっぱり県民の皆さんに知っていただくというか、周知することも大切だろうと思います。それが今後、この広島みたいに74人も亡くなるということが防げるのではないかと思いますので、2年後、全部ができた時点で、今もやっていると思いますけれども、特に完成後に一般県民が土地を買うとか、家を建てるとかのときに、是非とも大切な要素の一つでありますので、公表して、それが、県民が誰でもが見えるようにしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それと、今度、夏のときに盆踊りに合わせて、毎年いろいろと日本丸とか来ているときもあるし、外国船が阿波踊りに合わせて徳島に来ていただいている、国内外の人が入ってきて、非常にいいなという思いはいたしておりますけれども、今年度の外国船クルーズの予定についてお尋ねをいたします。

森運輸政策課長

今年度の阿波踊り期間中におきますクルーズ客船の徳島県の寄港についての御質問でございます。

徳島県におきましては、これまでもクルーズ客船の誘致に努めてきたところでございます。その結果を受けまして、今年度におきましては英国船籍でございますダイヤモンド・プリンセスが今年8月13日、徳島小松島港の赤石地区へ初寄港することが決定してございます。その他でございますけれども、8月お盆期間中につきましては、8月12日に、同じく徳島小松島港の金磯地区に飛鳥Ⅱ、8月14日につきましては金磯の地区におきましてはしふいっくびいなす、8月15日につきましては、小松島本港におきましてはつぽん丸ということで、お盆4日間期間中、連続で寄港することが決定してございます。

喜多委員

船の大きさでも、そして、その着岸する岸壁によってでも、毎年多少違うと思うんですけども、私もちょいちょい見に行ったりしたときに、ずっと沖の方で泊まって、それをはしけで乗客を積んでくるということもあったり、岸壁に接岸したときもあったりでありますけれども、今年度の状況はどうでしょうか。

森運輸政策課長

今年度の阿波踊り期間中4日間のクルーズ客船の寄港につきましては、委員の方からはしけを使うとか、お話がございましたけれども、4日間とも県内の岸壁を使用して、岸壁に接岸した上で乗客の方が降りていただくということで予定されております。

喜多委員

すごいいいことだろうと思います。このダイヤモンド・プリンセスは大分大きいんでしょうか。

森運輸政策課長

今年、初めて寄港予定でございますダイヤモンド・プリンセスの大きさでございますけれども、総トン数が11万 5,875 トン、全長が 290 メートル、乗客定員が 2,670 名という大型クルーズ客船でございます、この船につきましては、四国において過去最大の寄港する船ということでございます。

喜多委員

すごい船が今年初めて来てくれるということで、大きかったら何でもいいというものではありませんが、やはり大きい客船を見るということだけでも、世界へ向かってはばたく子供にとって、すごい夢と希望がいっぱいでないかなと思います。乗船できるかできないかもあらうと思いますけども、乗船させてもらえれる船については、是非とも子供さんを中心にらせていただけることができれば、よりいいなと思うんですけども、どんな状況でございますか。

森運輸政策課長

県内の方々が船への見学乗船ができないだろうかというような御質問でございます。

今年、お盆に寄港します 4 船につきましては、今現在、私の方に情報が入っております限りでは、一般客の乗船、見学乗船ということは予定されていないというところでございます。特にダイヤモンド・プリンセスが寄港いたします赤石地区におきましては、SOLA条約というものがございまして、その条約に基づきまして保安措置、フェンスの設置などが義務づけられておりまして、立入りが非常に制限されている岸壁ということもございます。それに加えまして、今回、徳島を出港した後に韓国の方へ向かうということで、出国、あるいは検疫、税関という手続もございまして、ダイヤモンド・プリンセスにつきましては、特に非常に制限がかかって、一般の方が近づけないというようなことは聞いてございます。

喜多委員

残念な思いですけども、乗客が降りてきて、徳島へは入るんでしょうか。

森運輸政策課長

クルーズ客船の乗客の方が徳島県へ降りられた後ということでございますけど、今、例えばダイヤモンド・プリンセスだけでちょっと御説明させていただきます。まず、ダイヤモンド・プリンセス、今回の寄港につきましては、国内の旅行代理店のチャータークルーズということでお受けしてございまして、メインといたしましては徳島市内の阿波踊りの観覧ということをお願いしてございます。その他でございまして、県内の、例えば鳴門

の渦潮であったり，県西部，あるいは県央といいますか，中央の方への観光ツアーというのを企画されているということは伺ってございます。

喜多委員

交流の場というのはあるんでしょうか。

森運輸政策課長

ダイヤモンド・プリンセスの今回の寄港に当たりましては，徳島県におきまして地元小松島市さん，それと，地元の商工団体さんと連携させていただきまして，例えば阿波踊りによります歓迎であるとか，あるいは，徳島ならではの食材を用いまして，徳島ならではのおもてなしということで歓迎を申し上げたいと考えてございます。具体的な内容につきましては，今現在精査中ということでございます。

喜多委員

せっかく，このような見たこともないようなすばらしい客船が来ていただけるということで，是非とも交流の場を広げていただいて，特に子供さんにとっては話ができる，通じなくても話ができる機会を何とか設けるようなことにしていただけたら，すごくうれしいなと思います。

少なくともこれからの子供にとっては，外国へ行く機会も多い中で，例え言葉が通じなくても，夢が広がるというか，いろいろな制約があるかと思いますけれども，小松島だけでなく，是非とも徳島市内でもそういう場を設ける機会をこれから相談の中で作っていただけることを要望して終わります。

高井委員

先ほど喜多委員からお話があった，私も土砂災害危険箇所緊急調査についてお聞きしようと思っていましたが，ほとんど喜多委員が聞いていただきましたので，1点だけ追加で，P Cなどが無い方に市役所で見えていただく，公表についてなんですが，市役所で見えていたり，県の関係各所で見れるというお話でございましたが，とりわけ公表が全てできるような状況になってから，是非，丁寧に御説明をお願いしたいと思っております。というのは，私は三好市でございますが，やはり合併も進んだ中で非常に高齢者が増えて，市役所まで行くのがなかなか大変です。加えて県の西部県民局なり，地域のところへ行くのもなかなか事実上大変な方が多いでございます。紙ベースではなかなか難しいというのもよくわかりますし，一軒一軒説明というのは無理だろうと思いますが，ただ，地区の説明会であったり，ラップトップのP Cを例えば持ち込んで，皆さんに見ていただけるような機会を作ったり，できるだけこの危険箇所の調査を早く済ませて公表するという中において，高齢者やお子さんであったり，弱者においての配慮をいただけたらありがたいと思ひまして，その点，確認をお願いいたします。

大和砂防防災課長

基礎調査の結果の丁寧な説明の観点での御質問を頂いております。

基礎調査の結果につきましては、ホームページ等で公表させていただいております。実際は、基礎調査を指定するという前段で、地元の皆様への地元説明会を実施しております。そのときにはその箇所を、ホームページと一緒の図面にはなるんですけども、A4の図面で来てくれた方全員にお渡しし、また、どういうふうなことでこういうふうに決まっていますというような説明もさせていただいております。あと、指定されれば、市町村でハザードマップを作成するとか、そういう場でまた住民の皆様の意見も反映されるのではないかと考えております。

高井委員

ありがとうございます。そうした丁寧な対応をさせていただいているようですので、是非引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、次は、先ほど杉本委員からお話があった所管委員会でも資料が出された那賀川のタイムラインのことについて、私が吉野川沿岸のほうのタイムラインの策定についてはどうなっておるのかということでお聞きをいたしました。先ほど来の質疑の中で、本当に同感と思う部分も多うございまして、やはり避難の勧告発令の判断や住民への情報提供という、そうしたことを強化するという点で、大変タイムラインの策定というのは非常に評価ができます。吉野川については早明浦、池田ダムからの放流の水量などの情報は、インターネット等でも確認もできますし、その都度出たり、サイレンも鳴ったり、いろいろするわけですが、やはりその放流によって、一体どれぐらいの時間、何分、何時間後にどれだけの水位が上がって、どれだけ早く浸水や被害が起きそうなのかが、住んでいる住民からの視点でいけば、その点が一番知りたいところであり、避難の状況、体制づくりに一番最も資する部分だと思っています。

こうした部分の情報が、やはり発信をされておられませんので、そうしたことをできるだけ早く発信していただけるようなことを考えていただければと思います。本当に浸水の恐れを知って避難する、もしくは、土のうを用意したり、備えるという点において、やっぱり住民から、住んでいる市民や町民からの視点に合ったタイムラインの策定の方法をお願いしたいと思いますので、この点、吉野川沿岸のタイムラインの策定についての御答弁をお願いします。

綿貫水資源・流域振興室長

高井委員から、吉野川におけるタイムラインの策定についての御質問を頂くとともに、吉野川流域の各ダムの放流量は情報発信されているが、それと浸水との相関関係など、避難行動につながる事前の予測情報が発信されていないという御指摘を頂きました。

まず、水災害に係るタイムラインにつきましては、昨年4月に国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部の防災行動計画ワーキンググループというのがございますが、その中の取りまとめにおきまして、その重要性が示されております。そして、吉野川を管理し

ております国におきましては、タイムラインの策定に向けた検証に着手をしております。

具体的には、流域の市・町・国・県、そして水資源機構で構成します水防連絡会というのがございます。そこで上流域の三好市さん等におきましては、去る5月22日に説明会を開催させていただいておりますとともに、現在、東みよし町におきまして、吉野川で戦後最大の出水を記録しました平成16年の台風23号の来襲時の水位変化等の時間経過を参考にしまして、試行的にタイムラインの策定に向けた作業を進めているところでございます。

次に、ダムの放流量の情報と浸水予測を合わせた情報発信がなされていないという御指摘でございます。

この背景には、吉野川でのタイムラインの策定の難しさとも相通じる、いわゆる四国三郎、吉野川での洪水予測の難しさがあるのではないかと思います。例えば吉野川の場合、台風の進路と洪水の関係で見ますと、例えば台風が九州の枕崎とか、そういったところから四国西部のほうに進むコースをとった場合、池田ダムの上流を中心に激しい雨が降りまして、いわゆる上流域型の洪水特性になります。一方、平成16年の台風23号のように、土佐湾から台風が上陸し四国を縦断するというようなコースをとった場合は、まずは上流域、その後は下流域にと、ちょうど吉野川の上流から下流への河道に沿って激しい降雨が起こり、全流域型と言われる大規模な洪水となる傾向があります。一方、第2室戸台風のように、室戸から紀伊水道に進行しますと、河口周辺で高潮の被害が生じるといった特性がございます。更に吉野川の流域では、実に34地区もの広範なエリアで内水被害が発生する可能性があります。そこで、ダムの放流先の本川にかかる浸水予測だけを発信したのでは、避難情報としても不十分かと思えます。

また、池田ダムの集水面積というのは、実は1,904平方キロメートルと大変広大でございます。池田ダム上流にある早明浦ダムからの放流量が少ない場合でも、例えば支川の穴内川であるとか、あるいは祖谷川流域の方で局所的な豪雨が降りますと、池田ダムの方に流入量が大変急増するケースというのがございます。

また、降雨のパターンとかで言いますと、例えば昨年8月の豪雨、これは那賀川流域の事例でございますけども、実は那賀川流域、降雨量は戦後4番目であったわけですけども、那賀川の水位及び流量というのは戦後最大を記録したということなど、単に時間雨量とか、あるいはダムの放流量だけで水理現象を捉えることが非常に難しいといったことが考えられます。

このように、ダムの放流量だけから浸水被害を予測するというのが難しいこと、また、水災害のタイムラインの策定という作業には、流域の特性に応じた難しい課題が多々ありますということを御理解いただければと思います。

しかしながら、危機事象に対しまして、最悪の事態を想定して、そして、後手に回らないというのは鉄則でございますので、まずは早い段階から多くの市や町においてタイムラインの策定に向けた検討やアクションが取られるように、国や市町村と連携しまして、しっかり支援に努めてまいりたいと考えております。

高井委員

難しい状況もよく理解できましたが、被害の発生を想定し、最小限にするためにも、市町村の策定を積極的に支援して、できるだけ早く住民の安心行動に結びつけるために頑張ってくださいようお願いをしたいと思います。と思っています。

それから、もう一点、今度は堤防の件でございます。

吉野川上流区間には、まだ無堤地区がございますが、先ほど来お話があった、昨年8月の台風12号、吉野川では池田及び岩津の地点で氾濫危険水位を超える出水となりまして、この区間で163ヘクタールが浸水して、25軒の浸水被害があったというふうに聞いております。その区間は、平成16年の度重なる台風のときには甚大な浸水被害が発生いたしました。その後、私の出身の三野町の中の芝生の地区、また、太刀野の箇所、それから、お向かいの三加茂、加茂第一地区というところが、堤防が引き続き完成をして、早急に取り組んでいただいて完成をして、昨年の台風では、これらの地区では被害が起きなかったわけでございますが、今なお上流部においては無堤地区が多うございます。是非これら無堤地区の整備の見通しといいますか、今のところの状況等についても教えていただけたらと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

吉野川の河川整備につきましては、平成21年8月に策定されました吉野川水系河川整備計画におきまして、全ての無堤地区の整備というのが位置づけられております。三好市、あるいは東みよし町の無堤地区の整備の見通しにつきましては、まず、現在、加茂第二箇所におきまして、約4.5キロメートルの築堤工事に着手するための用地買収、これが進められており、今年度中には着工の運びとなります。その他、井川、池田、昼間、箸蔵等の無堤地区におきましては、以前、吉野川直轄河川改修事業・事業再評価の会議というのがございまして、そこで国土交通省の方から、平成32年度以降、順次整備との考えが表明されているところでございます。

なお、無堤地区の整備の進め方としましては、下流からの整備を原則としつつ、氾濫被害の大きい地区からの対策を優先しております。また、その他の区間につきましては、治水効果の効率的な発現、これを考慮しまして、上下流であるとか、あるいは左右、対岸のバランスに配慮して計画的に整備を進めていくこととなっております。

高井委員

この無堤地区で浸水被害に何度も耐えてきた地域の住民の皆さんの切なる要望でもございますので、無堤地区の解消の早期の実現に向けて、引き続きお願いを申し上げたいと思います。先ほど来のタイムラインの作成と合わせて、できるだけ最小限に被害を食い止めるために、これからも細やかな市町村との連携も含め、お願い申し上げて質問を終わらせていただきます。

井川委員長

午食のため休憩いたします。（11時50分）

井川委員長

それでは、休憩前に引き続き、質疑に入ります。（13時04分）
質疑をどうぞ。

重清委員

今日は1点だけ、3月に国土交通省の方から海部道路、発表されまして、今、計画段階評価ということで、事業化に向かって日々進んでいるように思います。計画発表した中で、牟岐から東洋町野根の区間で、宍喰地区にインターチェンジがないということで、今まで長い間要望活動を続け、国土交通省四国地方整備局からは、宍喰地区に造ろうとしている防災拠点と海陽町にあるまぜのおかの防災拠点を結ぶ道路であり、命の道であるということで話をしてきたはずなんですけど、降りれないとなったら、これは命の道ではないのではないかと思います。国道は大体6割ぐらい浸水域にあり、使えないということです。せっかくの道路でありながら、しかも徳島県で一番津波の被害が出るという地域で、この道路は活かされないと思いますけど、これに対して県としてあの発表があつてからどのような行動をしたのか、まず伺いたいします。

神野高規格道路課長

重清委員より、海部道路の宍喰地区にインターチェンジがないではないかとの御質問でございます。

阿南安芸自動車道の海部道路につきましては、平成25年度から計画段階評価に着手しておりまして、社会資本整備審議会道路分科会四国地方小委員会での審議を経て、今年の4月に計画段階評価の手続を終えたところでございます。これに先立つ、去る3月18日に開催されました最終の第3回小委員会におきまして国土交通省から国道55号より山側に通すバイパスルート案が示されるとともに、あわせてインターチェンジ位置の検討結果というのが示されまして、徳島県内では牟岐町、それから海陽町の浅川地区、海南・海部地区の3か所と高知県内で2か所の計5か所となっております。委員御指摘のとおり、宍喰地区にはインターチェンジの設置が示されていないというような状況になっております。

国土交通省に直ちに確認をいたしましたところ、牟岐町から野根間のインターチェンジの位置については、ルート全体を勘案し、地域の意見聴取結果も踏まえて災害の影響を受けずに機能すること、それから、地域の防災拠点とか市街地、広い道路と円滑に連絡できること等から適正に配置を行ったとの回答をいただいたところでございますけれども、宍喰地区に配置されなかった具体的な個別の理由というのは明らかにされておられません。

これを受けまして、県といたしましては、これではちょっとまずいということでございまして、小委員会の前日に国から県に対し、計画段階評価に係る意見照会がございましたので、その際に、宍喰地区につきましては県南の産業、観光の大きな拠点であること、それから、南海トラフ地震の津波による甚大な被害と地域の孤立化が想定されること、更に、昨年度の豪雨災害におきましても当地が孤立したこと等を受けまして、インターチェンジ

を是非とも設置していただきたいということで、強く要望する意見を伝えさせていただいたところでございます。

また、3月18日、小委員会の当日も、委員から同様に、宍喰地区のインターチェンジ設置の必要性についての議論がなされまして、これらの意見も踏まえまして、最初、対応方針案というところには盛り込まれていなかったんですけども、そこに新たに書き加える形で宍喰地区は地震津波発生時に大きな被害が予測され、分断・孤立が懸念される地区であるため、地域防災公園の整備と併せて自動車専用道路への出入り口の確保について、今後県及び町と連携して検討を行うとの対応方針案が新たに書き加えられたところでございます。

重清委員

今後、県と町と連携して検討を行う。県としても必要であると思っておりますし、地元の海陽町も必要であると思っておりますし、あそこは徳島にとっては南の玄関口です。ここで入り口がないというのはどういう考えなのでしょうか。県と町と国は、検討はいつするのでしょうか。今まで国はいろいろ言ってきて、町にこれだけの区間の地籍調査をやってください、とそういう要望はいつも来ているんですよ。協力してやりませんかと言いながら、いざというときに国はしないじゃないですか。今までどうなっているんですかという話ですよ。国土交通省の方から防災拠点と防災拠点を結びませんか、この方がつきやすいですよと言いながら降ろさない。降ろさないんだったら何のための道なのでしょうか。誰が考えたってそうでしょう。それだったら、今どうするんですか。宍喰があれだけ避難被害者が出る想定を出されて、しかもよその地域は高速を避難場所として利用したらどうですかとやっっているながら、一番必要なところでそれができないということは、県としてこれに対して、今後どうやって進めていくのですか。これが発表されてから国土交通省に対して誰がどのように動いたのでしょうか。

神野高規格道路課長

先ほどの出入り口の確保の検討を行うというのが発表されて、それが今後どのように進められていくのかというようなお話でなかろうかというふうに思います。

海部道路につきましては、現在、国土交通省におきまして計画段階評価で示されたルート帯をもとに具体的なルート選定を進め、後々の都市計画決定とか、環境調査等を進めるための諸調査を行っているところでございます。このため、我々としたしましては、国において早期にルート案を提示いただきまして、地元、町におかれましてルート案を連携した地域防災公園の配置計画の検討を進めていただく必要があると考えています。県といたしましても、技術的な支援等、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的には、この検討の中で、地方創生や災害時の信頼性の高いネットワークの確保の観点から、この車両出入り口の位置とか構造、地域防災公園と一帯となった利用形態の検証など、様々な検討を進めまして、この結果を公表するというところで、できるだけ早期に

地域の方，地元の方々にこれをお示しして，地域の方々の安心を頂くように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

重清委員

今，3月に発表されたまを，地域の方はわかっておるんです。ですから，今は降り口がないというのでみんな不安になっておるんです。今，そうやって地域の方々に発表できるようにするのは，今年中にできますか。約束できるのであればこれで終わります。

神野高規格道路課長

今，委員の方から今年中に発表できますかというお話がございました。今現在，国の方で一生懸命，先ほど言いましたようにルート案の予備設計作業を進めておられます。それを頂いて，それから町の方と防災公園の検討を進めていくということなんですけど，町の方におかれましては，既に防災公園の基本設計をされるための契約といいますか，発注もされております。その工程から言いますと，実は2月ぐらいまで工期があるんですけども，そこを一生懸命前倒しして，委員おっしゃるように，年内に粗の形を決めて，それでお示ししていけるような形にできたらなというふうに考えておるところです。

重清委員

これね，国が先に公表したら同じ目に遭うでしょう。公表する前に，今，県の考えなり地元の町の考えはこうですと。どうしてもここへ降ろしてくれませんかというのを国土交通省と詰めて，それから初めて国土交通省の方がこういうルート案でどうですかと，こういうのでどうですかというふうに取り組むんじゃないでしょうか。国の案が出てからやるんだったらまた一緒じゃないですか。もし載ってなかったらどうするんですかという話で，今やらないといけないんじゃないでしょうか。今あれが3月に出てから，この件について徳島河川国道事務所，高松，何回行ったんですか。

神野高規格道路課長

3月以降のというお話でございます。当然，3月にも，当日も私，行ってますし，その前のときも海陽町とか，国土交通省とかも協議をさせてもらってます。4月に入りまして四国地方整備局，それから徳島河川国道事務所，何回かと言われてすぐに数字は出てまいりませんが，4月も5月も6月も徳島河川国道事務所には行っております。

我々としては，国土交通省の方でルート帯という，幅1キロなんですけども，それをきちっと絞ってもらって，道路の中心線とか幅を決めていただかないと，実際の防災公園の位置決めというのが確定しないということで，それをもっと早く示してくださいということをお願いしておるところです。

先ほど来，御質問がございましたけど，海陽町が宍喰地区で防災公園を計画しております。海部道路と連携して，海部道路が通っていく所に隣接する形で防災公園を位置付けをして，海部道路から防災公園にダイレクトに出入りができるとなると，今度は防災公園から一般

道への接続道路をつくれば、実際地元の方にとって使い勝手のいい形になるんじゃないかなというふうに考えておるところでございますので、今後とも国とか町と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

重清委員

防災公園を決めてからやるのか、道路を決めてからやるのか、どちらがニワトリで卵かわかりませんが、どのようにしようと思っているんですか。今のを聞いていましたら、海陽町が防災公園をここへすると言ったら、ここへ道路をつけてくれるのかという話で、両方が話し合いをしないといけませんよ。それとも、今、決めているところへ防災公園を造れというのか、県としては国土交通省との話、町との話でどういう方向で言ってるんですか。今聞いていたらわからないんですが、公園が先か、道が先かどちらでしょうか。

神野高規格道路課長

まずは海部道路、1キロの幅を持っておるルート帯でございますので、それをきちっと道路計画上、適正な形で法線を決めてくると。それに合わせまして防災公園の位置決めというのも左右されてくると考えておるところでございます。だから、どちらが先かと言われると、海部道路の法線があって、それに隣接していく形で防災公園の位置付けがされていきます。大体どこら辺を通ってくるという概略のイメージというのは、お互い共通認識を持っておると思うんですけども、きっちりとした、例えば谷と谷の間であるとか、山と山の間であるとかいう詳細の駄目詰めというのはこれからということになるかと思えます。まずは、我々としては、海部道路の中心線、法線を決めていただいて、それと連携して防災公園を位置づけていくと考えておるところでございます。

重清委員

それだったら防災公園より道路の計画が先で、それを待たないと公園も防災拠点もできないでしょう。町に先に造れ、造れ言っても、それだったら違うじゃないですか。先に海部道路の位置を決めて、それでできる場所はないかと探さなきゃいけないでしょう。本当だったら、町と県と国が協議して、ここどうですかと決めるのが筋じゃないんですか。今までの話では、道路を先決めてからやるというふうな、そんなやり方でしたか。今までの用地のときと一緒に、協力してくれということですか。今までも用地で止まったらいけないので、新たなやつでやりませんか。そしたら、県も協力しますよ、町も協力しますよと言いながら、絵だけ先、国土交通省が描くのかという話ですよ。そんなのでいいんでしょうか。国土交通省が後、全部やるんだなという話ですよ。今までと話が違うじゃないですか。早くするんだったら町も県も協力してほしい。用地はやりますわ。新たな手法でやりませんかという話だったんではありませんか。2年前の委員会にいたときは、そういう話で進んでいたはずですけど。これが勝手に、国土交通省は国土交通省で絵を描いてこい、それに対して町が防災公園を造ると、そんなやり方ですか。ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

神野高規格道路課長

私の説明の仕方が不十分だったかも知れません。海陽町さんにおかれましては、防災公園ということで粗の位置決め、大体どこら辺に持ってくるかという大きな枠組の話は決められておるように伺ってます。当然、海部道路の中心線が今どこに来るかというのは全然1キロの間に好き勝手という話ではなく、当然防災公園がここら辺にできるということを入れた上での計画ということになります。ただ詳細に、少しこっちになるか、こっちになるかという話は、やっぱり道路を決めていただかないと駄目が詰まないと、そういうことじゃなかろうかと思います。具体的な場所、ちょっと私、今、よく言えませんが、穴喰のどこら辺に海陽町さんが防災公園を計画されておるかという、その粗の位置というのは、当然、町側も認識されておると、このように考えております。

重清委員

それだったら、本当に国と県と町で協力して早くできるような方向でしたらどうですか。国土交通省が先、町が先と言っていたらできないでしょう。その中でどうしてもインターチェンジが必要で、降ろせないんだったら県が降ろしますと、どうですか、部長。前回ここへ来るまで徳島河川国道事務所にいたでしょう。現場を一番知っておるのはそこでしょう。今の議論を聞いてどう思いましたか。どうしても降ろそうと思いましたか。部長に聞きます。

小林県土整備部長

まず、県としては穴喰地区にインターチェンジは必要だというふうに思っております。県としてはどうしてもそこは必要だと思っておりますので、出入り口の形は、今、町が計画している防災公園を活用した出入りの仕方ということでこれから詳細に町と国と県で詰めていきたいというふうには思っております。

ですから、今、課長が説明しているところ、ちょっとすばつと言えていないところがあるかもしれませんが、その三者がしっかり連携をして、お互い手戻りがないように、どの位置がふさわしいんだということをしっかりよく調整した上で進めていきたいというふうに思っています。

重清委員

今、牟岐バイパスもやってますよ。町やら県が受けて道路を降ろしているはずなんですよ。地元の町民にとっては、国がやってくれようが、県がやってくれようが、降ろしてくれたらいいんですよ。牟岐バイパスは、どこが県で、どこが町で、どこが国なんだという話で、あれもわかりにくいですよ。ただ住民にとっては、出入り口があるかないかだけです。それを早く公表してほしいと。県と国土交通省が一緒になって協議を詰めてもらって、それで公表してくれたらもう安心するんです。どれだけ陳情に行っても向こうで言っても、確実な話は国土交通省の方で話が詰まってないでしょう。それを早く、一日も早く公

表できるようにしてくれませんか。不安を解消してくださいと、これだけ要望しておきます。部長，頼みます。強く要望して終わります。

山西委員

それでは，私のほうから何点か，お尋ねをしたいと思います。

河川事業についてお尋ねをいたします。

私の地元でございますが，飯尾川の加減堰上流に流れ込む県が管理する河川で，渡内川はいまだに河川改修が行われておりませんで，毎年浸水被害が発生するとともに，緊急車両が通行できないとか，町道が冠水すると，そういう事態が起こっているところでございます。その上で，しかしながら，飯尾川が改修されないと渡内川の改修もできないというふうな状況でございますので，まず，飯尾川の早期改修が喫緊の課題ということでございますので，飯尾川の改修の現状，それから，今後の方針についてお尋ねをしたいと思います。

北川河川整備課長

ただいま山西委員より飯尾川の改修の現状と今後の取組という御質問を頂きました。飯尾川につきましては，流路延長が約26キロメートルございます。洪水時におきまして，吉野川本川の水位が高いときには自然排水ができない県内最大規模の内水河川でございます。昭和34年から改修事業に着手いたしておりまして，全体改修延長は24.1キロメートルと非常に長いことから，下流域，中流域，上流域と，それぞれで浸水被害が発生していることを受けまして，流域全体として浸水被害の軽減が図られるよう，それぞれの地域において治水安全度の向上を目指し，効率的，それから，段階的に様々な整備を今進めているところでございます。

まず，下流部，加減堰から下流部の徳島市区間におきましては，長年の悲願でございました角ノ瀬排水機場が平成20年度に直轄事業におきまして完成いたしまして，本県治水上の最重要懸案とも言われておりました加減堰につきましては，平成25年11月に右岸側が撤去できたというところでございます。また，中流域でございます。委員のお話がかった石井町でございますが，加減堰の流下能力見合いということで，まだ半分しかとれておりませんので，能力見合いということで上流側に向かいまして河道改修を，暫定改修でございまして進めておりまして，これまでに7.3キロメートルのうち6キロメートルが完成しているところでございます。そして残る上流域でございます。吉野川市にある麻名用水の堰がございます。この撤去をする必要があるということでございますが，現在，早期に地域の合意形成が図られるように今現在，鋭意取り組んでいるところでございます。今後とも流域の皆様の御理解を頂きながら，飯尾川流域の浸水被害の軽減に向けまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

山西委員

ありがとうございます。住民の安心・安全のために，一日も早くこの渡内川の整備に着

手できるようにお願いをしておきたいと思います。今後とも渡内川を含めた河川改修については、適宜質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、吉野川についてお尋ねをいたします。

事前委員会でも少しお尋ねをいたしましたので、それに若干関連をいたしますが、吉野川水系河川整備計画に位置付けられているところでございますが、先般、石井町の町長に聞きますと、国土交通省のほうから、この計画の点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行いたいというようなお話があったと聞いております。多分、吉野川の周辺の市町にはそういうお話があったというふうに思いますが、このことについては県も既に、内容については承知をされているかと思っておりますので、今回の点検はどういった内容であるかとか、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

綿貫水資源・流域振興室長

河川整備計画におきましては、河川整備の目標であるとか、あるいは実施に関する事項、これが定められておりますが、その整備対象期間といいますのは、おおむね30年という長期でございます。この間におきまして、流域の社会情勢の変化であるとか、あるいは、事業の進捗状況、更には河川整備に関する新たな視点や技術的な進歩などの変化に合わせまして、適宜その内容の点検を行い、必要に応じて現計画を見直すこととされております。四国地方整備局におきましては、おおむね5年をめぐりに最初の点検に着手することとしており、平成21年8月に策定されました吉野川水系河川整備計画におきましては、今年度初めて点検結果について審議をすることとしております。この審議を行いますのは、河川工学や河川文化、また、生態学や地域経済等の18名の有識者で構成します吉野川学識者会議でございまして、今後、現地確認であるとか、あるいは国の調査データ等をもとに審議すべく、今、山西委員からお話がありましたように、現在、国においてその準備が進められているところでございます。

山西委員

第十堰の可動堰化計画の問題が起こったわけでありまして。いろいろあのときは住民投票なり、いろいろあったかと思えます。私はあのとき小学生か中学生ぐらいだったと思いますので、あまり当時の内容を承知をしておりませんけれども、今、室長がおっしゃっていただいたとおり、過去にああいう第十堰をめぐって考えが二分されたわけでありまして、今回の点検作業によって、ああいう議論が再び起こる可能性があるかどうか。そのあたりについてお尋ねをしたい、確認をしておきたいと思っております。

綿貫水資源・流域振興室長

吉野川水系河川整備計画は、抜本的な第十堰の対策の在り方を除いた計画として策定されたものでございます。ですので、今回の点検作業におきましても、第十堰の在り方については点検項目には含まれておらず、検討の対象外であります。

山西委員

再度確認したいと思いますが、ということは、第十堰自身は、今回の点検の対象にはなっていないということですのでよろしゅうございますでしょうか。もう一度お聞かせください。

綿貫水資源・流域振興室長

現在、第十堰の補修であるとか、あるいは周辺のモニタリング等、維持管理に関しましては対象になります。つまり、現行の吉野川水系河川整備計画におきましては、第十堰は他の柿原堰などと同様に、河川管理施設の一つとして適切な維持管理を実施することが記されております。

その既存の河川管理施設であるとか、あるいは、第十堰周辺を含みます吉野川の堤防につきましては、これまでの維持管理の状況であるとか、あるいは、モニタリングの結果を踏まえまして、現状の補修であるとか、維持管理の状況、これが妥当なのかどうかといった点検の評価であるとか、あるいは現在やっているモニタリングの手法というのは、河川整備とか河川環境に関する新たな視点で見直す必要はないのかといったような、維持管理面にかかる議論は今回の点検の審査の対象になると考えます。

山西委員

とは言っても、今後の堰をどうしていくかという意見は、当然学識者会議の参加者の中から出てこようかというふうに思います。その場合であっても、第十堰の在り方、このことについては、今回は議論はないということでもいいのでしょうか。改めて答弁ください。

綿貫水資源・流域振興室長

今、山西委員から、河川整備計画を点検する会議の場で、第十堰に係る維持管理とかの課題が当然あるわけでございますけども、そこから第十堰の在り方について言及がなされる可能性もあるんじゃないか。そういったときどう対処するか。一切答えはないのかというような御質問かと思えます。

まず、第十堰の在り方につきましては、平成16年3月に吉野川流域の各市町村長さん、また、各市町村議会の代表の方々、また、住民の方々とか、各団体の方々からの御意見を取りまとめて、更に県議会での御議論も踏まえまして、飯泉知事から国土交通省に対しまして、まず、計画的に実施すべき無堤地区の解消とか、内水対策を検討する場と抜本的な第十堰の在り方を検討する場の二つの場を設置することを要望しておりまして、そして、国におきましてもそれに沿った方向で河川整備計画を二つに分けて検討が進められることになった経緯がございます。

このことから、今回の抜本的な第十堰の在り方を除いた河川整備計画の会議の場で、御指摘のような第十堰の在り方についての言及がなされた場合、会議の主催者は国でございますけども、国においては、現行の河川整備に係る学会会議とは別の場で検討するということを説明して、この第十堰の在り方について議事に載せることはないと考えております。

山西委員

では、第十堰の在り方を含めた計画というのは、いつ検討する予定になっているかどうか、お答えください。

綿貫水資源・流域振興室長

結論から申し上げますと、国からは、第十堰の在り方について、現時点でいつという見通しというのは示されておられません。一方、委員の御質問の背景には、じゃ、一体いつか、過去に第十堰が議論されて、正に抜本的な第十堰の在り方を含むと除くと二つの検討をしていくという方針が示されてから10年以上が経過していますことから、先送りをしているのかといった御懸念も生じるかと思しますので、状況を簡単に説明します。

まず、第十堰の抜本的な対策の在り方につきまして検証を進めていくためには、大きく三つのポイントがございます。

一つは、吉野川の治水計画の基礎となります洪水の流量、これは、治水安全度 150 分の 1、阿波市の岩津地点で毎秒 2 万 4,000 トン、これは全国的にも最大の規模となる出水でございまして、その出水での水理現象の解明が必要でございまして。

2 点目は、第十堰は上堰と下堰からなる 2 段斜め固定堰と言われる特殊な構造ゆえに複雑な流れが生じていることもございまして、このような水理事象で大規模な水理現象、これの解析が求められているというポイントがございます。

3 点目に、可動堰にこだわらないあらゆる選択肢を考えるということでございまして、これら複雑な河道の構造とか、あるいは、大規模な流量の相関的な水理現象の解明、こういうのについては近年、解析手法のいろいろ進歩が日々ございます。こういったことで、最新の知見に基づいた解析モデル、これを構築するためには、引き続き詳細な河床の形状の調査であるとか、あるいは、大規模出水時における水位の観測等を継続して精度を上げていく必要がございます。よって、これら検証データが十分に集積、精査された後に、第十堰の在り方を含めた方向性が国の方から示されるのではないかと考えております。

山西委員

よくわかりました。今回の点検作業で、第十堰周辺の堤防の維持管理について当分はやっていくと、対象になっているということであろうかと思いますが、第十堰周辺の堤防の課題や対策につきましては、石井町付近はどのようなことが考えられているかどうか。おわかりになる範囲で御答弁いただけたらと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

まず、今回の点検作業の中で、具体的な箇所であるとか、点検結果等の内容につきましては、今後の学識者会議の中で国から説明が行われることとなりますが、委員からもありました第十堰周辺の堤防の課題や対策としまして、現行の吉野川水系河川整備計画におきましては、第十堰直下流の右岸側の安全性の点検結果とか、水理学的な視点から、対策が

必要と考えられている箇所が記されております。正にそこが石井箇所に当たる部分でございます。そこでは第十堰が流下方向に対して斜めに位置しているということと、あと、河道の形状との相関関係から、出水時には流下速度を増した第十堰からの流れが激しくぶつかる箇所があり、局所的な深掘れというのが生じるとともに、既設の低水護岸であるとか、根固めのブロックへの負荷が大きくなっているところがございます。このことから、課題としましては、堤防の浸食や老朽箇所での浸透がございます。

また、対策としましては、その現場の状況に応じて、高水敷の拡張であるとか、あるいは、堤防のり面の遮水工事などの工法を選択すると整備計画の中では記されているところでございます。

山西委員

いろいろと御答弁いただき、ありがとうございました。

今回の点検作業は5年に一度ということでございますので、対策が必要なところについてはきちんと対策をしていただきまして、周辺市町とはしっかりと連携をして取り組んでいっていただくようお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、5月26日に施行されました空き家対策特別措置法についてお尋ねをしたいと思います。

今回のこの法律について、国・県・市町村のそれぞれの役割につきまして御答弁いただきたいと思っております。とりわけ県の役割を明確にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

渡邊住宅課長

山西委員より、空き家対策特別措置法における国・市町村・都道府県の役割に関する御質問を頂きました。

この法律において、まず、国は空き家等に関する施策の基本方針の策定、特定空き家等の措置に関するガイドラインの策定、財政上の措置及び税制上の措置を講ずるとされております。市町村におきましては、国の基本方針に則した空き家等対策計画の策定、協議会の設置など、必要な措置を適切に講ずるよう努めるというふうに規定されているところがございます。都道府県におきましては、市町村に対して技術的な助言、市町村間相互の連絡調整等、必要な援助に努めるというところで規定されているところがございます。

山西委員

基本的には、市町村が主体になって取り組む事業でありますから、場合によってはそれぞれの自治体によって格差が生じるということも想定をされるのではないかというふうに思っています。この点、県としての対応策をどのようにお考えかどうか、お尋ねしたいと思っております。

渡邊住宅課長

山西委員より、空き家対策特別措置法を受け、徳島県における県としての取組に関する御質問を頂きました。

まず、本県の空き家の状況は、総務省の平成25年住宅・土地統計調査によれば、住宅総数36万4,900戸のうち、利用予定のないものが3万6,000戸、率にすると9.9%になっておりまして、全国平均5.3%を大きく上回り、全国4位という状況でございます。こうした状況を踏まえれば、委員御指摘のとおり、市町村任せにせずに、この空き家問題は徳島県全体の問題だという認識のもと、県としても取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、まず、県庁住宅課において、これまでも関係部局や市町村担当者を集めた空き家等の勉強会を開催してきたところでございますが、今回の法律の施行を受けまして、来月には県の関係部局、そのほか県内全市町村のほかに、宅建協会や建築士会など、関係業界にも参加していただきまして空き家対策のための意見交換を開催することとしております。この中で、県内市町村間の空き家対策の情報共有を図るとともに、市町村が設置する協議会への関係業界への参加の依頼、協力依頼、更に、今後法律の施行を受け、計画策定をはじめとした市町村がどのように対策を進めているかについて議論を深めていきたいと考えているところでございます。

また、平成25年度から老朽空き家除却支援事業を県として創設しており、除却をする所有者に対して助成を行う市町村に対して、県からも支援をしてきたところでございますが、こうした財政支援を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、平成25年度には市町村担当者に老朽空き家の除却のための不良な住宅の判定の勉強会を開催しております。こうした技術的サポートも引き続き実施していきたいと考えておるところでございます。このような取組を継続的に実施することによって、県として県内市町村の空き家対策の下支えをしてまいりたいというふうに考えております。

山西委員

この法律の中では、空き家等対策計画の策定というのが、これは努力義務だったでしょうか、市町村に対して強制力はないと思いますが、この計画を策定をする。それに基づいてそれぞれの市町村が空き家対策をこれからきちっとやっていくというふうに法律の中では明記をされているわけでありまして、この空き家等対策計画の策定については、今後、全市町村に求めていくおつもりがあるかどうか、その点、担当課長の御答弁をいただければと思います。

渡邊住宅課長

山西委員より、県として県内全市町村に計画策定をしてもらうか否かという御質問を頂きました。委員御指摘のとおり、市町村として空き家対策を効果的、かつ効率的に推進していくためには、各市町村において計画を策定していただくことが望ましいというふうに考えているところでございます。

ただ、法律の中で規定されていますとおり、この空き家対策を進めていく主体は市町村であるということになっておりますので、最終的な判断は市町村に委ねていきたいという

ふうに考えております。

いずれにいたしましても、県といたしましては、県内市町村などを集めた空き家対策のための意見交換を通じまして、各市町村における計画策定の意識を高めるとともに、この市町村間での計画策定のノウハウを共有するような形にしていきたいと思いますというふうに考えております。

山西委員

計画策定が望ましいということでございまして、私としてはそれぞれの市町村に対して、やはりある程度はその計画策定を是非、推し進めていただきたいというふうに思います。

ただ、計画策定といっても、私、素人ですが、なかなか難しい。それは技術的な視点も必要だと思いますし、調査するにしても1件や2件ではありませんから、それぞれの市町村内、全域を回って調査しないといけない。いろんな労力もかかるだろうし、そういう技術的なアドバイスも必要だろうというふうに思います。その点、それに伴う費用を市町村がこれから持たないといけないのか、それとも、県や国がその辺を支援をしていくことになっているのかどうか、その辺、御答弁いただきたいと思います。

渡邊住宅課長

山西委員より、計画策定等に当たる財政的な支援と技術的なサポートについての御質問を頂きました。

まず、計画策定に向けた財政支援ですけれども、国土交通省の空き家再生等推進事業によりまして、市町村の補助率2分の1で財政的支援が可能となっております。加えまして、計画策定とか空き家のデータベースの整備、相談窓口の設置、あるいは、活用や除却に関する、要する経費につきましては、今現在、総務省において特別交付税措置、市町村負担分の一定割合については交付税措置で措置されるというような検討を進めているというふうなことを聞いておるところでございます。

また、技術的支援につきましては、建築部局のない市町村も多いということでございますので、県からの技術的サポートの体制づくりや、宅建協会、あるいは建築士会などと連携しまして、市町村の取組が円滑に進むように、市町村の御意見を伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

山西委員

よくわかりました。

そしたら、所有者のわからない空き家も中には出てこようかというふうに思います。所有者のわからない空き家についてはどのように対応していくことになるのでしょうか。その点、お尋ねします。

渡邊住宅課長

委員より、所有者のわからない空き家への対応について御質問いただきました。

まず、所有者を特定するための方策といたしまして、空き家の所有者等を把握のための仕組みづくりについて、これまで徳島県発の政策提言を通じて国に要望してまいりました。こうした結果、今回、空き家対策特別措置法におきまして、公的根拠を持って固定資産税の課税のために利用する目的で、保有する空き家等の所有者に関する情報の内部利用が法律上可能となりました。これによって、その所有者特定の作業が円滑にされるということが期待されます。

また、今回、空き家対策特別措置法の中で保安上危険な空き家等に対して是正命令を行うとする場合におきまして、過失なくしてその措置を命ずるべき者を確知することができないような場合、所有者を特定できないような場合につきましては、市町村がその者の負担においてその措置をみずから行うことができる、いわゆる略式代執行の規定がこの法律の中で設けられております。この行使は、最終的には市町村長の判断となりますけれども、こうした措置が法律上の権限をもって措置されることになりましたので、意義があるものというふうに認識しております。

山西委員

法的にいろんなところで、行政としてはある程度強制力を持って手を加えていけるというふうなことで、大変意義深い法律であるというふうに思います。

最後に、これはたぶん一番の問題だと思いますが、空き家の利活用、今の空き家をどういうふうに活用していくのかということについては、これは本当に一番頭を悩ますところではないかというふうに思います。現時点で担当課として、徳島県の数多くある空き家をどのように利活用していくのかということをどのように考えているか、お尋ねをしたいと思います。

また同時に、先ほど来、課長のほうからも御答弁がありますように、宅地建物取引業者、あるいは建築士の皆さん、そういった専門的な方々、団体との連携というものも、当然これは必要になってこようかと思しますので、その点も含めて利活用について、どのようにお考えか、御答弁ください。

渡邊住宅課長

委員より、空き家の利活用に関する御質問を頂きました。

今、健全な空き家の利活用につきましては、貴重な地域資源である空き家を移住者の住宅とか、企業のオフィスなどに利活用することにより、防災面や環境面など、空き家問題の解消はもとより、移住、定住の促進や地域活性化につながるものと認識しております。

本県におきましては、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業において、空き家を移住者向けに活用する場合も支援対象としてきましたほか、これまでも市町村や民間事業者における空き家、遊休施設を活用したサテライトオフィス、あるいはお試し居住施設などの取組を行っているところでございます。

委員御指摘のとおり、こうした空き家の利活用に当たっては、宅建業者とか関係団体との連携が重要になるというふうに認識しております。これまでの連携状況といたしまして

は、昨年11月に宅建協会や建築士会と共催しまして、空き家・空き土地の有効活用に向けた相談会やセミナーを実施したところでございます。更に、今年度におきましては、国土交通省の空き家管理等基盤強化推進事業を活用しまして、県の宅建協会と県建築士会が中心となりまして、常設の空き家相談窓口の設置や空き家関係のイベントの開催を行いまして、空き家の適正管理に関する相談体制を整備してもらう予定でございます。今後とも関係団体と緊密に連携し、地域の貴重な資源である空き家の利活用にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

山西委員

よくわかりました。せっかくのこの度の空き家対策特別措置法という法的枠組が整備されたというところでございますので、市町村が有効に活用できるように、県としては渡邊住宅課長にはしっかりリーダーシップをとっていただいて、それぞれの市町村を牽引していただいて、徳島県の数多くある空き家の利活用について、是非、積極的に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

最後に、土砂災害危険箇所について、ちょっとお尋ねをしたいなと思っておりましたが、午前中の審議で喜多委員や高井委員がお尋ねになったところでございますので、ちょっとその御答弁、御議論の中を含めてお尋ねをしたいと思いますが、喜多委員の御議論の中で、現在、基礎調査完了は1万3,001か所のうち5,361か所、現在完了しているというふうに、課長、答弁されていますが、どれぐらいパーセンテージで完了されているのでしょうか。ちょっとこの肉付補正予算の事業を見ておったんですが、平成26年度で60%完了していると書いておるんですね。そして、そのとき課長、答弁されてましたけれども、国の目標を3年前倒しして、徳島は2年で達成できたんだというふうにおっしゃられてました。しかし、喜多委員とのやりとりの中で計算したら60%にはならないんですが、実際のところ、平成26年度、何%基礎調査が完了したかどうか、お尋ねをいたします。

大和砂防防災課長

平成26年度60%といたしますのは、平成26年度当初予算から補正を2回いただきまして、9月補正、2月補正といただきまして、その金額で60%を調査するという、お金を確保したという数字でございます。その中で、当然2月補正をさせていただいたものについては、先議で議決を頂いて、全額繰越しをしているということで、今回、この60%の中で、この3月31日現在完了しているのが5,261か所ということになっております。

山西委員

計算すると、何%でしょうか。

大和砂防防災課長

約41%になります。

山西委員

平成26年度の完了で41%です。これ、議員にたぶん配られた資料だと思います。いろんな形で県民の皆様方にもこの資料をお配りになっていると思いますが、平成26年度、実際には41%完了、実際は26%しか完了してないのに、この資料を見たら60%完了しとるというふうに思われるんですね。先ほど課長は、60%分の予算を確保したのでこういう表になっておるという話なんですけど、その説明がなければ、60%完了したんだなと思います。平成27年度には83%まで行き、平成28年度には1万3,001か所全て終わると。これはあくまでも、この表は予算をそうやって確保していきますよということではないかというふうに思うんですけど、この資料を見る限り、あるいは、今日午前中の喜多委員とのやりとりの中で、予算を確保したというふうな、そういう説明はなかったように私は記憶しておりますが、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

大和砂防防災課長

予算を確保したという説明がなかったのではというようなお話でございます。それが抜けておったとすれば、ちょっと言葉足らずだったのかもわかりませんが、この表の真意といたしましては、平成26年度に60%となる予算を確保と。平成27年度につきましては、当初予算で1,500か所、今回、補正をお願いしている箇所1,500を合わせて3,000か所の調査をする予算を確保というようなことで、平成28年度の調査率100%を目指して頑張っていく、加速化していくということでございます。

山西委員

言い過ぎかも知れませんが、これ、誇大広告かなというふうに思ってしまう部分があります。その辺、部長、どのようにお考えか、御感想をいただければと思います。

瀬尾県土整備部副部長

先ほどからこの数字のことで御不安といいますか、御不信を感じられておるところでございますけれども、先ほどの課長の説明のとおり、平成26年度までに60%ということで調査箇所数ということでお手元の資料にあると思うんですけども、それはあくまで60%できる予算を平成26年度までには確保して、今、鋭意、繰越して進行中でございます。もちろん平成26年度末、つまりこの平成27年3月31日までに調査が完了したというような午前中の、そういう意味合いでの御質問でありましたら、確かにちょっと数字は、誇大広告じゃないんですけども、ちょっとニュアンスが違ったと思います。

ですから、数字としましては、60%の予算を平成26年度までに確保しておりまして、平成27年度末では、それと合わせて83%の分まで調査できる予算を今確保しているところでございまして、鋭意、一日も早く調査を完了して公表できるようにということで頑張っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

山西委員

私は、これはどんどん推進していただきたいと思いますし、やはり少しでも早く危険箇所の緊急調査を実施して、それぞれの地域の住民に対して早急に、もし何かあったときには、災害時にはすぐに逃げる、避難をするというふうに周知徹底をしていただきたい。私はどんどん推進してほしいというふうに思っておりますので、是非それをどんどん進めていただきたい、積極的に進めていただきたいとは思っています。

ただ、私が申し上げたように、平成26年度は60%行く予定だったのが41%だったと。そういうことからすれば、平成28年度に1万3,001か所、間に合うのかなという、率直な疑問なんです。ちょっとその辺、見通しは甘くないかどうか、改めて御答弁をお願いします。

瀬尾県土整備副部長

そういうことで、実情、調査と言いましても歩いての時間、期間がかかります。ここにお示ししてありますとおり、1か所や2か所でございますので、残りの箇所数でも3,000か所以上ございますので、その全部が平成29年3月31日、平成28年度末に全ての箇所が完了しておるかといえ、確かにちょっとそうでないかもわかりません。ただ、それを目指して一生懸命予算の方は手当てもするし、現場の方もそれを目指して頑張っていくということで御理解を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

山西委員

私が申し上げたいのは、もう少しできたこと、できなかったことを包み隠さず、是非お示しを頂きたいと思います。別にできなかったらできなかったで、また次の対応があると思いますので、この資料だけを見たら、少し誤解を招くような、そういう状況でないかというふうに私は思いますので、そのことを指摘をさせていただきまして、是非今後、改善をしていただくように要望しておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

岩丸委員

先ほど山西委員のほうから、飯尾川の河川改修の話が出ましたが、私も同じ名西というようなこともありまして、特に最近、ちょっと進捗状況が悪いなというような話も聞いておりますので、山西委員ともタイアップしながら、飯尾川の改修、そして、渡内川といったようなところも残っております。ともに連携してやっていきたいなというふうに思っておりますが、1点だけ、飯尾川に関しましては、さっきもちょっと話が出ておったと思いますが、麻名用水堰というのが大きなネックというふうにもお聞きしておりますが、そこら辺のいろんな目途といいますか、それはどういう状況か、ちょっとお聞かせください。

北川河川整備課長

ただいま岩丸委員より、麻名用水堰の撤去についての御質問がございました。

先ほども答弁させていただいた内容につきましては、上流側の吉野川市の改修を進めるためには麻名用水堰の撤去について、これは一番の課題であろうというふうに考えているところでございます。

今現在、麻名用水堰につきましては、堰がかなり阻害している関係で、これを撤去するというので、イコール取水ができなくなるといったような状況でございます。ということで、下流側に移転しまして、そこをよく言いますポンプアップという形、今は自然に流れておるような形をポンプアップをするような形にする。しかし、今、委員から進んでいないというお話もあったんですが、実情といたしまして、地域の方からポンプを使うと、周辺の地下水がくみ上げられることにつながって、地下水位が下がっていくのではないかとというふうな御要望なり、御意見を頂いているところでございます。こういったことを今現在、対策案をどうするべきかというのが今年度の事業についての一番の内容かと思っています。

こういう対応につきましても、当然、管理者である麻名用水の組合の皆様との合意形成を図らなければいけないといった実情がございますので、そこを一番の課題ということで考えて、しっかりと合意形成を図っていくように進めているところでございますので、どうか御理解をよろしくお願いいたします。

岩丸委員

ポンプを打ち込んでうんぬんというのは、大分前にお聞きして、相当いろいろ問題があって、賛成派、反対派、いろいろあるというふうにはお聞きしておるんですけども、今、どうするかという案をまだ練っているんですか。例えば、それから、何回したかわからんけど、地元の説明会なり、いろんな意見を聴取するような会というのはどの程度開かれているんでしょうか。

北川河川整備課長

今、まだ計画ができていいのかといいますと、まだ計画案をつくっている段階でございます。当然、水の問題でございます。慎重に作っていく必要があると考えておりますので、もうしばらくかかるかと思っております。

井川委員長

小休します。（14時05分）

井川委員長

再開します。（14時06分）

北川河川整備課長

平成26年1月14日と15日に説明会を行っております。このときには、麻名用水堰の撤去の必要性、それと取水ポンプの計画、それと、御不安がございましたが、表流水を取るような計画なんですよということ、地下水に影響ないというふうな話を御説明しましたけど、やはり地下水の水質悪化、水質の低下というのはやはりされたところでございます。そういったことで、今現在、どのような形にすれば地元の方が一番御理解いただけるような計

画になるのかというところで慎重に計画をつくっている段階でございます。

岩丸委員

結局、去年の1月からという話ではあるかと思うんですけど、治水、利水って、これは非常に難しいなというのは、私もよく理解はしておるつもりでございます。とは言いながら、やっぱりできるだけ早く目途を立てて、そして、しっかりと地元の理解を得るような努力というのは今後とも積み重ねていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。いずれにしても、今後とも点検して、取り組んでまいりたいと思っております。

それと関連して、私のところの地元の神山町のほうも、広野の五反地地区が平成16年の台風と平成21年の豪雨で、床上・床下浸水に遭ったというようなことがあって、5年目ぐらいにまた床上浸水したというようなことで、地元の方から強い要望があって、県のほうにもお願いして、ある程度対応をとっていただきました。3段階に分けて対応していただいたというふうに理解をしております。先日もちょっと確認をさせていただいたんですが、まずは堆積土砂が相当あるので、それを撤去してほしい。そして、それが終わり次第、この河川の幅が広いところから、ちょっと下流域が、幅が狭まっておるところがあるので、そこを広げるような工事をするんだと。そして、なお、床上・床下浸水をした地域には、護岸というか、パラペットをつくるんだというような説明を地元の方へしていただいて、地元からの了解も得て工事に着手したというふうに思います。

堆積土砂については撤去していただいたということで、これは地元も非常に歓迎をしておりました。狭い部分の改良工事というのは、これは、今、全然工事が行われておりませんので、地元の方からパラペットがまだだなというようなことも含めて、あれってどうなっておるのかなというような質問等がございましたので、ちょっと今、確認をさせていただきたいと思うんですが、狭い部分の第2段階の広げるというのは、これはもう完了したんでしょうか。

北川河川整備課長

ただいま岩丸委員より、鮎喰川の神山町五反地地区の浸水被害軽減の取組について御質問いただいたところでございます。

五反地地区につきましては、平成16年、そして平成21年の8月9日から10日にかけて接近した台風9号の被害、非常に甚大でございまして、鮎喰川の流域におきましてかなりの被害があったというところでございます。その内訳につきましては、床上が14戸、そして、床下が22戸ということでした。

今、委員からお話があった3段階にということでございまして、河床掘削についてはもう既に整備が終わっております。今、河床掘削と河道を広げる計画がございまして、下流側の2か所につきましては、河道掘削を1か所のほうにつきましては河道を広げる形で、流下能力を上げる形で一応暫定ではございますが、完成しているところでございます。

それと、今、最後のお話があったパラペットのところでございます。実はパラペットと

いうのは、通常堤防の上にコンクリートで1メートル程度のものを言うんですが、少し地形が非常に急峻でございます。ということで、その高さが3メートルということで少し高くなるということで、地域の皆様から洪水のときに、反対に内水が吐けないんじゃないかといったところの少し御意見があって、今現在、工事を一時中止をしているところでございます。

ただ、そういったことで、合意形成を図るということでそうやって事業を進めていくというのが非常に必要だと認識しておりますので、今後とも精いっぱい完成に向けまして努力していきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

岩丸委員

今、結局、あの土砂を取ってくれて、ある程度河道も広げていただいて、平成21年からですから、今年で6年になるんですかね。床下浸水までも来てないというようなことで、今の時点では地元の方は、まあまあよかったなという雰囲気なんですけど、考えましたら、平成21年のときというのは、大方時間雨量が100ミリ近く降ったときなんですよ。最近では、いわゆるゲリラ豪雨というか、いつ、どこで、どんな雨が降るかわかりません。この数年を見ておきますと、最高でも時間40ミリか50ミリぐらいしか降ってないんじゃないでしょうか。それで、今、ぎりぎりまで来ているんです。ですから、あれが時間70ミリ、80ミリ、大方100ミリというような雨が降ったら、また浸水するんでないかなというのは非常に心配しておるところなんです。多分そうになって、また床上・床下浸水ということになったら、また地元が沸いてくると言ったらおかしいんですけど、パラペットを是非、これはやっぱりしてもらわないといけないと思います。それから、ポンプで掻き出すような段取りも何とかしてしてもらわないとまずい場合に、今、ストップしているやつが、また当初の計画のように工事をしてもらえるんでしょうか。

北川河川整備課長

時間雨量100ミリを超えるような雨が降ればというふうなお話だったと思います。

確かに平成21年のときには上流側で時間雨量85ミリの雨が降って多大な影響があったということでございます。平成16年、平成21年とあったんですが、実は対策が終わった昨年度につきましては浸水被害がなかったというふうに伺っております。

掘削の効果は、河床を下げるというのは一番の最大と思うんですが、やはり今、言った内容につきましては、やはり去年浸からなかったからというんじゃなくて、やはりこれからの雨というのはやはり大きくなるというふうなことも懸念されます。ということで、パラペットにつきましては、再度現場のほうも合意形成を、もう少し町の方にもちょっとお願いするなり、どのような形にすれば一番地元の方が御理解、御納得いただけるのか、再度検討しまして、パラペットにつきまして、一日も早く完成できるように、合意形成に向けて努力いたしますので、どうか御理解、よろしくお願いいたします。

岩丸委員

是非よろしく願いいたします。

つい最近、そういう声が上がりかけていますので、多分上げる人は、パラペットをつくるのにちょっと待てと言っている人がいるのを知らんのだろうと思うので、多分そういうふうな浸水被害が起こった場合に、何でだという話になってきて、そういう犯人捜しに入ったりしたら、また困るので、是非そういったことも含めて、私もそういう声があったので、今のお話をしながら、できるだけ早くそういうことで合意して、とれる対策はしっかりとっておきませんかという話で持っていきたいなと私も思っておりますので、またよろしく願いいたします。

それから、最初、杉本委員のほうからお話でしたが、国・県道の支障木についてなんですが、事前の委員会のおきにお配りいただいた陳情文書で、町村議会議長会で出てるんですが、特にこれ、出てるのは神山の道ばかりなんですけども、本当に神山町が主催して、民生委員さんだったかなと思うんですが、ずっと委員さんを大型バスで拾って行って、市内の方へ出ようと思った場合に、バス会社のほうから、石井神山線は、支障木があるので通れません、石井神山線の人全部神山鮎喰線に出てきてくださいというような案内をもうたということです。町もこれはいかんということで、これも1年もまだ前の話と思うんですが、杉本委員の方からのお話の中で、もうすぐやるんやということでしたが、たぶん、こういうことって県下全域、いっぱいあると思うんです。神山がこうやって出てるということは、たぶん神山の町議会の議長さんが相当言って、一番に書いてあるのかなと思って、よく頑張ったなと思っているんですけども、どっちにしても、本当にこれ、是非やってもらいたいと思います。この間、改良していただいた南馬喰草から行者の方にかけては、支障木をとってもらったら見通しはよくなるし、空が物すごく明るくなったということで、非常に気持ち良くなったというふうなお声も聞いておりますが、たぶん石井神山線のほうに入ってきたら、とんでもないです。普通車というか、ちょっとそれより大きい車で走っただけでも、もうはや頭をするかなというようなことでございまして、是非これ、お願いしたいと思うんですが、全県下一円にやるぞということなんでしょうか。

久保道路整備課長

支障木の件での御質問でございます。

神山町におきまして、委員御指摘のとおり、神山鮎喰線、更に石井神山線で特に垂れ下がって、大型バス等に支障があるというふうなことで、委員からお話がありますとおり、昨年につきましては、神山鮎喰線のほうで町の御協力も得ながらやっております。町の方から御要望もありますので、予算は、いわゆる倒木対策費が幾らかございます。その一環として、木を切る、または枝をはねるとか、そういうふうなことで対応したいと思っておりますので、現場を調査しまして、まず危険な箇所から優先順位をつけまして、計画的に実施していきたいと、そういうふうに考えてございます。

岩丸委員

あまり、今、いろんな問題があるようなので、詳しくは聞きませんが、議長が頑張ってくれたおかげで神山も間もなく支障木撤去に向けて取り組んでくれると言っていましたからねというふうにお伝えをしておきたいなというふうに思います。

それと、ちょうどつい先日も、うちの地元のほうで、出役で出て、いわゆる自分のところの受け持ち範囲の道路の除草であったりとか、清掃であったりとかいうのをしたんですが、相当やっぱり今の梅雨時分というのは草も生えてくるわけなんです。この除草作業については、ちょっとイメージがあるのは、やっぱりお盆の前ぐらいに道をきれいにしようかというような感じで除草作業の発注もなされているのではないかなとは思いますが、特に子どもたちの通学とかいうことを考えた場合に、道路の側溝あたりから生えてきておる草があるものですから、自転車にしても、徒歩通学にしても、大方道路の真ん中ぐらいまで出てくるとか、特にそれが今の梅雨時分の雨になってきたら、傘を差して出てくるようになったら非常にやっぱり危ないということもあるので、本来、あの除草というのは6月の、お盆の前といったら、もう夏休みに入っているんで、余り子供らには関係ないということになってくるので、やっぱり今の時期に発注したりして、それをしっかり手当すべきでないかなと思います。そしたら、やっぱり夏休みぐらいまでは草もそんなに大きくならんし、いいんでないかなと思うんですが、そこら辺の見解はどうでしょうか。

久保道路整備課長

県道沿いの除草についての御質問でございます。

県道沿いの草刈りにつきましては、年に1回または2回ということで、業務委託、いわゆる業者さんに発注するものとか、直営作業で行うもの、そこら辺をすみ分けしてやっておるところでございます。

委員お話しのように、発注したら、まず、基本的にはお盆までというふうなことを、1回目の草刈りはお盆までということなんですけども、その中でも二、三年前の県土整備委員会で御議論もございましたけど、特に通学路になっているところにつきましては優先してまずは草刈りを執行するというふうなことで、これは全県的に道路整備課長名で文書を出させていただいております。今後とも引き続きそういうことで努めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

是非お願いしたいんですが、やっぱりそういう、草が生えておるところがよく目につきますので、是非、特に道路パトロールカーみたいなものが走っているんで、そういう方からの情報もしっかりと把握していただいて、有効に対応していただけたらなというふうに思うんですが、この道路パトロールカーということでちょっと思い出したんですが、道路の標示標識関係で、大きな電光掲示板とかがあると思うんですが、あれというのは、どこが管理しているんでしょうか。

久保道路整備課長

各庁舎で表示板を操作しております。基本的には庁舎でっております。

岩丸委員

ちょっとお願いもしておるので並行してのことになるんですけども、例えば、5月の末が来て、大方30度になるのに夜間早朝凍結注意というのがずっと流れたり、それから、大方2年か3年になるんですが、切れたままついてないというような掲示板もあって、特に神山町の奥の方へ行きますと、真っすぐ抜けたら川へ抜けて木屋平、こっちへ行ったら土須峠からまだ奥のほう、こっちへ行ったら倉羅のあれを抜けて美郷という、そのちょっと手前にあるんですが、そこから行っていると、これがついていないのでわからんままに行ったら通行止めだったと帰ってくるという車も何台かあって、大方3年前から消えているんですけど、ちょくちょく、その都度パトロールカーにも言い、土木事務所のほうにも言ってるんですけど、一向に対応してくれないという声も聞きますので、是非これは早急な対応をお願いしたいなというふうに思います。これは要望で、是非早急にお願いします。

最後になります。西環状、南環状道路の状況なんですが、特に上八万から大野のインターが抜けて、非常にあそこら辺、渋滞も緩和されて良くなったなというふうにも思うんですが、早いとこ西環状から南環状につなげてほしいなと思います。ちょっと今の状況、どういう状況か、お聞かせください。

神野高規格道路課長

徳島の南環状道路でございますね。

現状と今後の取組ということかと思えます。

南環状道路につきましては、先ほどお話がございましたように、国道438号から国道55号までの3.3キロメートルの区間、まず、そのうち1.1キロメートルが平成24年1月に、今年の2月28日に残る県道宮倉徳島線から国道438号までの2.2キロメートルについて供用いたしました。この供用によりまして、県道鮎喰新浜線の法花大橋北詰の交差点とか、園瀬橋の北詰交差点などの慢性的な渋滞が緩和されて、非常に大きな効果が出ておるところでございます。

残る区間の県道鬼籠野国府線から、国府町延命になりますけども、ここから国道438号までの間、約3.6キロメートルの間がまだできていないところなんですけど、この区間につきましては、現在、県道神山鮎喰線に接続するインターチェンジ付近の工事が進められておるところでございます。用地取得につきましては、約8割ということで、一部、境界混乱等によりまして、非常に難儀しておるところもございまして、法的な手続の適用も視野に入れつつ、引き続き用地取得に努めてまいりたいと、このように向かっておるところでございます。今後とも引き続き、用地取得と工事が円滑に進みますように、積極的に国土交通省に協力して、当道路の早期整備に向けましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

岩丸委員

せっかく西環状もあの鮎喰川までずっと奥の方からできてきておると。鮎喰川の中にピアが何本か立って、上部が一向にかからんというようなこともあるんですが、是非、本当に、特に上八万から大野のほうに向けてが、文化の森の下を通って行きかけたときに非常に渋滞も解消できて良くなってきておるとというのが、本当に見えてきておりますので、これは国の仕事とは言いながら、是非、県のほうも協力していただいて、一日も早い供用ができますように、是非お願いを申し上げて、終わりたいと思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、
議案第18号、議案第19号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配布しております請願文書表を御覧ください。

請願第1号「明谷地区における県道羽ノ浦福井線の道路整備及び桑野川の管理について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小林県土整備部長

それでは、請願につきまして御説明をさせていただきます。

明谷橋前における主要地方道羽ノ浦福井線（県道24号）の右折レーンの整備につきましては今後、交差点における交通量や安全性を総合的に勘案し、検討してまいります。

桑野川の段樋門にポンプを設置することについては、平成13年度に樋門の電動化を行うとともに、平成18年度からは、南部総合県民局に配備した排水ポンプ車を活用し、必要に応じ、内水排除を行っております。

また、平成26年8月の浸水被害を受け、段樋門前の桑野川本川や旧川に堆積した土砂の

掘削を行い、流下能力の確保に努めているところであります。

今後とも、排水ポンプ車の活用や樋門等の適切な維持管理により、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

桑野川本川の改修済区間である堂谷川合流点付近に、下流への土砂流出を抑制する構造物を河川横断的に設置することは、そこから上流に土砂が堆積し、治水安全度が低下する恐れがあると考えております。

桑野川の国直轄管理区間の延長については、河川の改修、土地利用、浸水被害の状況等から国が判断するものでありますが、当該区間については、引き続き、県による適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

井川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第1号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月25日から8月27日までの三日間の日程で、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり等を調査するため、北陸・関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時32分）